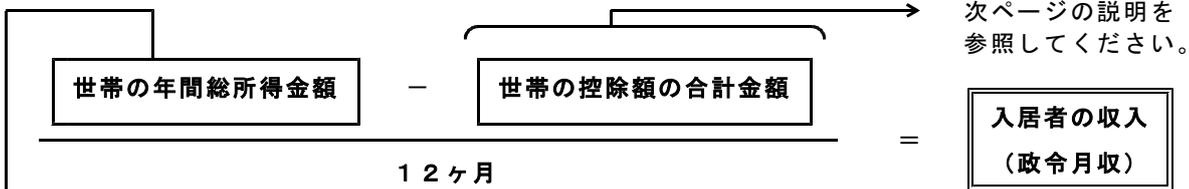


政令月収の求め方

- ・ 収入のある方が2人以上いる場合や、1人につき複数の所得がある場合は、すべてを合算してください。



① 給与所得者の所得の求め方

年間税込総収入金額	年間総所得金額の計算方法	
0円～ 550,999円	年間総所得金額 = 0円	
551,000円～1,618,999円	年間税込総収入金額 - 550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	年間総所得金額 = 1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	年間総所得金額 = 1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	年間総所得金額 = 1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	年間総所得金額 = 1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	年間税込総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後、4000を掛け戻して得た額を右のAとする。	A × 0.6 + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円		A × 0.7 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		A × 0.8 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	年間税込総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円	
8,500,000円以上※	年間税込総収入金額 - 1,950,000円	

給与所得と年金所得の双方の所得(合計金額10万円超)がある方の『給与所得の金額』

①で求めた給与所得の金額(10万円を超える場合は10万円)と②で求めた年金所得の金額(10万円を超える場合は10万円)の合計金額から10万円を引いた残額を、①で算定した金額から控除した額を『給与所得の金額』とします。【租税特別措置法41条の3の3第2項】

② 年金所得者の所得の求め方

(遺族、障害者年金の所得は0円です。)

年齢	年間税込総受給額	年間総所得金額の計算方法
65歳以上	0円～1,100,000円	年間総所得金額 = 0円
	1,100,001円～3,299,999円	年間税込総受給額 - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年間税込総受給額 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円以上	年間税込総受給額 × 0.95 - 1,455,000円
65歳未満	0円～ 600,000円	年間総所得金額 = 0円
	600,001円～1,299,999円	年間税込総受給額 - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年間税込総受給額 × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円以上	年間税込総受給額 × 0.95 - 1,455,000円

※ 公的年金等に係る雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が1,000万円以下の場合

③ 事業所得者等の所得の求め方

税務署で決定された所得金額(収入金額 - 必要経費)

※ 給与等の収入が850万円を超える方で、特別障害者に該当する方又は23歳未満の扶養親族を有する方若しくは特別障がい者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する方の『給与所得の金額』

給与等の収入金額(給与等の収入額が1,000万円を超える場合には1,000万円)から850万円を控除した金額の100分の10に相当する額を①で求めた給与所得の金額から控除した額を『給与所得の金額』とします。

【租税特別措置法41条の3の3第1項】

控除対象者・控除額は、次のとおりです

政令月収を計算するときは、世帯全員の所得金額の合計から次の控除額を差し引いてください。

区 分	控 除 を 受 け ら れ る 方	控 除 額	
1 基礎控除振替 〔 給与所得者、 公的年金等所得者 〕	本人又は同居者のうち、給与所得又は年金所得を有する方 ただし、給与所得と年金所得の双方の所得がある方については、その合計金額から10万円（合計金額が10万円未満の場合はその額）の控除となります。	10万円まで （所得金額10万円未満のときはその額）	
2 親 族	同居者	本人以外で道営住宅に入居している方	
	別居 扶養親族	道営住宅には入居していないが、所得税法上の扶養親族である方	
3 老人扶養親族 4 同一生計配偶 が70歳以上の者	70歳以上の扶養親族又は同一生計配偶者	10万円	
特 別	5 寡 婦	本人又は同居者のうち、次のいずれかに該当し、ひとり親に該当しない方 ① 『夫と離婚した後婚姻していない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、扶養親族を有し、所得金額が500万円以下の方 ② 『夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額が500万円以下の方	27万円まで （所得金額から「1」を控除した後の残額が27万円未満のときはその額）
	6 ひ と り 親	本人又は同居者のうち、次に該当する方 『現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額48万円以下の生計を一にする子を有し、所得金額が500万円以下の方	35万円まで （所得金額から「1」を控除した後の残額が35万円未満のときはその額）
	7 障 害 者	本人、同居者又は別居扶養親族のうち、次の①～⑧までのいずれかに該当する方 ① 心神喪失の常況にある方は特別障害者となります。 ② 精神保健指定医などから知的障害者と判定された方。このうち重度と判定された方は特別障害者となります。 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。このうち1級の方は特別障害者となります。 ④ 身体障害者手帳の交付を受けている方。このうち1級又は2級の方は特別障害者となります。 ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方。このうち恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者となります。 ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方は特別障害者となります。 ⑦ 常に就床を要し複雑な介護を要する人は特別障害者となります。 ⑧ 65歳以上で市町村長又は福祉事務所長から障害者と認定を受けている方。 このうち①②④の特別障害者に準ずるものとして市町村長又は福祉事務所長から認定を受けている方は特別障害者となります。	障害者 27万円 特別障害者 40万円
8 特 別 障 害 者	本人、同居者又は別居扶養親族のうち、次の①～⑧までのいずれかに該当する方 ① 心神喪失の常況にある方は特別障害者となります。 ② 精神保健指定医などから知的障害者と判定された方。このうち重度と判定された方は特別障害者となります。 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。このうち1級の方は特別障害者となります。 ④ 身体障害者手帳の交付を受けている方。このうち1級又は2級の方は特別障害者となります。 ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方。このうち恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者となります。 ⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方は特別障害者となります。 ⑦ 常に就床を要し複雑な介護を要する人は特別障害者となります。 ⑧ 65歳以上で市町村長又は福祉事務所長から障害者と認定を受けている方。 このうち①②④の特別障害者に準ずるものとして市町村長又は福祉事務所長から認定を受けている方は特別障害者となります。	障害者 27万円 特別障害者 40万円	
9 特定扶養親族	16歳以上23歳未満)の扶養親族(配偶者は除く)	25万円	

(注1) 上記は控除対象者1人あたりの控除額

(注2) 特別控除(3、5～8)は所得税法上認定された方であることが必要です。

収入（政令月収）の計算例

計算例 1

家族構成

本人（41歳）会社員 年間税込総収入金額 4,382,500円
妻（40歳）無職
子A（20歳）会社員 年間税込総収入金額 1,897,300円

○ 所得の計算

本人 4,382,500円→4,380,000円×0.8-440,000円=3,064,000円（年間総所得金額）
子A 1,897,300円→1,896,000円×0.7-80,000円=1,247,200円（年間総所得金額）

○ 収入（政令月収）の計算

{(3,064,000円+1,247,200円)-(2人×100,000円)-(2人×380,000円)} ÷ 12ヶ月
基礎控除振替 同居者
=政令月収 279,266円

計算例 2

家族構成

本人（39歳）会社員 年間税込総収入金額 4,192,500円
妻（38歳）無職
母（64歳）年金あり（非扶養）年間税込総受給額 1,587,200円
子（16歳）高校生（別居扶養）特定扶養親族控除に該当

○ 所得の計算

本人 4,192,500円→4,192,000円×0.8-440,000円=2,913,600円（年間総所得金額）
母（年金65歳未満）1,587,200円×0.75-275,000円=915,400円（年間総所得金額）

○ 収入（政令月収）の計算

{(2,913,600円+915,400円)-(2人×100,000円)-(3人×380,000円)-250,000円} ÷ 12ヶ月
基礎控除振替 同居者・別居扶養親族 特定扶養親族
=政令月収 186,583円